

## ○傷病等級の決定に係る事務の適正化について

〔平成8年8月1日地基補第232号〕  
各支部事務長あて 補償課長

第1次改正 平成15年9月24日地基補第155号

第2次改正 平成16年3月12日地基補第56号

第3次改正 平成16年4月19日地基補第105号

第4次改正 平成17年6月1日地基補第165号

公務(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。)又は通勤による傷病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日以後において、傷病が治ゆせず、かつ、その障害の状態が地方公務員災害補償法施行規則別表第2に掲げる傷病等級に該当して傷病補償年金を支給すべき場合における当該傷病等級の決定(傷病補償年金の支給が開始された後において、障害の程度の変更により、新たに傷病等級に該当することとなる場合を含む。)は、本部補償課長照会を経て支部長が決定することとなっているところです。(第1次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部)

また、傷病等級の決定は、1年6か月以上にわたって療養補償を受けている者から提出された「療養の現状等に関する報告書」(補償の請求書等の様式に関する規程別紙様式第38号)に傷病等級の変更は、「障害の現状報告書(傷病補償年金)」(同規程別紙様式第39号)に記載された症状等によって、障害の程度が傷病等級のいずれに該当するか又は該当しないかを決定することとされておりますが、決定の事務をより一層適正に行うため、今後、当該報告書の「日常生活の概要」及び「医師の証明」の欄については、別紙「記載上の注意事項」により適切に記載されるようご配意下さい。

なお、「日常生活の概要」及び「医師の証明」の欄を記載するに当たって、記載欄が不足する場合にあっては、適宜別紙に記載のうえ、添付して下さい。

## 別紙

### 療養の現状等に関する報告書

#### 記載上の注意事項

#### 障害の現状報告書（傷病補償年金）

#### 1 「日常生活の概要」の欄について（療養の現状等に関する報告書のみ）

当該傷病に関係のある日常生活の状況について、次に該当する事項ごとに具体的にその能力、程度を記載するほか、日常生活の状況が今後6か月以内に変化する見込みについて、その有無及びその理由を記載すること。

行動能力、食事、上肢筋力、用便、歩行、精神能力、言語能力、療養管理等  
なお、必要のあるものについては、「障害等級の決定に係る事務の適性化について」（平成8年8月1日地基補第233号補償課長通知）の別紙2を、脳挫傷等により精神・神経に障害を残している場合及び非器質性精神疾患により精神に障害を残している場合は、「神経系統又は精神の障害の認定と等級決定に関する調査事項並びに医学的資料及び医療機関の意見書等の収集について」（平成16年3月12日地基補第54号補償課長通知）の別紙2に記載すること。（第2次改正・一部）

#### 2 「医師の証明」の欄について

##### (1) 「傷病の種類（傷病名・傷病の部位等）」の欄について

公務上若しくは通勤による傷病名又は障害の部位及びその程度を分かりやすく記載すること。

##### (2) 「傷病の経過及び治療方法の概要」の欄について

過去1年間における療養の内容及び経過について、治療を受けた期間と主たる治療及び傷病の経過の概要を記載すること。

なお、1年以内に転医してきたものである場合には、現在の医療機関に関するものについて記載し、転医前のものについては、現症を説明するうえで参考となるものがあれば追記すること。

その他の参考事項として、上記の傷病と関係のない傷病について療養を行った場合には、その傷病名及び療養の概要を記載するほか、既往症又は既存障害がある場合には、その傷病名又は既存障害の部位及びその程度を分かりやすく記載すること。

##### (3) 「傷病の現状」又は「傷病及び障害の現状」の欄について

引き続き療養を行っている現在の身体の状態についての所見を、次により記載すること。

##### ① 主訴

自訴を列挙して記載すること。

② 他覚的所見

症状について、その部位、範囲、程度等を分かりやすく記載すること。  
特に精神症状の場合には、できるだけ具体的に記載すること。

③ エックス線、心電図、脳波及び筋電図等の所見並びにその他の主要な検査成績所見

各種検査結果は、診断時以前（なるべく3か月以内）において行った検査について記載すること。

なお、次の身体の状態がある者については、特に次の検査所見を記載すること。（現在治療を行っている医療機関で検査できないものについては「〇〇の障害がある」旨記載すること。）

ア 視機能又は聴機能障害のある場合 それぞれの検査所見

イ じん肺のある場合 自覚症、一般的所見、胸部所見、エックス線による検査、結核精密検査及び心肺機能検査所見

ウ せき髄損傷のある場合 運動器系所見、泌尿器系所見

(4) 「傷病の今後の見込み」又は「傷病及び障害の今後の見込み」の欄について

今後の治療の要否及び療養等の見通しを、次により記載すること。

ア 今後の治療の要否とその概要

診断時に入院療養中の者で引き続き入院を要する者、又は診断時に通院療養中で、症状の変化等から入院療養を要する者については、「入院要」と、それ以外は「入院否」と記載し、今後治療を要する者については「治療要」と、治ゆの場合は「治療否」と記載するとともにその概要について記載すること。

イ 今後6か月間の療養等の見通し

今後6か月間における入院・通院（全部休業又は一部休業を要する場合）の要否及び治ゆ等の見通しについて具体的に記載すること。